

## 「中山間地域生業創出プレゼン事業」募集要領

### 1 事業の目的及び概要

#### (1) 事業目的

佐賀県内の中山間地域にある資源や特性等を活かした収益性のある取組を支援し、中山間地域に安心して暮らし続けていけるよう生活の糧を得る生業を創出するとともに地域活力の維持・向上を図る。

#### (2) 事業概要

事業目的に沿った企画を応募者自身が県に対してプレゼンテーションによる提案を行い、実効性が高く継続性のある企画については、地域づくりスタートアップ支援事業において、その企画の実施に要する経費の一部を補助するものとする。

地域づくりスタートアップ支援事業とは

地域資源の特性等を活かし、地域課題の解決や地域の活性化を目的に、地域住民が主体となって取り組む自発の地域づくりに対して、県がその経費の一部を支援する補助事業。

### 2 募集対象事業

対象事業は、以下の要件をすべて満たす事業とする。

なお、募集する事業のテーマや分野は自由だが、応募可能な件数は、1団体又は1個人につき1件とする。

#### (1) 実施内容

佐賀県内の中山間地域の地域資源や特性等を活用した新たな事業であり、雇用の創出や交流人口の増加を通じ、県内中山間地域の活性化に資すると考えられる継続性のある事業であること。

ただし、以前から継続して実施している事業においても、従来の活動と比較し、新たに開始した活動であることが明確に区別できる内容であれば、募集の対象とする。

#### (2) 事業の対象区域

本事業の対象地域は、佐賀県内の中山間地域等直接支払制度の対象とされている以下の地域とする（具体の地域名（旧市区町名）については、別紙1のとおり）。

ア 佐賀県内において、「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」によって指定された地域

イ 佐賀県内において、地域振興立法の指定地域（以下「法指定地域」という。）以外であって、次に掲げる 又は のいずれかを満たす知事特認地域。

農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村

傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等 8 度以上）を有し、法指定地域（含む県外）と山で接する旧市町村（法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する）

#### (3) 実施の期間

本事業における補助金交付決定後に新たに実施し、令和2年3月16日までに事業が完了するもの。

なお、継続性を重視する観点から、上記の実施期間（補助対象となる期間）が完了した後も3年間は事業について報告することとする。

#### （4）補助金の重複

これまで地域づくりスタートアップ支援事業において支援された事業又は国庫を財源とした補助金（補助制度の主体が国以外のものを含む）を用いて実施している事業に該当しないこと。

### 3 採択予定件数

5件

### 4 補助対象経費、補助率および補助金の額

補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

対象経費区分	補助率（補助金額）
ソフト事業費 補助事業の実施に要する経費であって、ハード事業費以外のもの。	補助対象経費の10分の9以内（1団体につき1,000千円を限度とする。）
ハード事業費 補助事業のうちソフト事業の実施に直接必要となる最小限度の施設整備又は備品のうち一品の取得価格が10万円以上のものの取得に係る経費	

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、対象経費外とする。

- （1）特定の個人、企業の財産形成を主たる目的とするもの
- （2）宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- （3）光熱費等、組織や施設の運営に要するもののうち、実施主体の従来活動に伴う経費と明確に区別することのできないもの
- （4）補助事業に直接従事する従業員に対する給与・賃金以外の人件費
- （5）実施主体の内部の者に対する謝金等
- （6）食糧費
- （7）実施主体の通常活動に使用できる備品
- （8）出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
- （9）その他知事が不相当と認めるもの

### 5 応募資格要件

本事業に応募できる者は、次の要件の全てを満たす団体又は個人とする。

なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

#### （1）自己又は団体の構成員等が、次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではない者。

## 6 応募の手続き、スケジュール等

### (1) 募集期間、提出書類、提出部数

#### ア 募集期間

令和元年6月12日(水)~令和元年7月31日(水)(必着)

#### イ 提出書類

- ・ 応募申請書(様式1)
- ・ 事業計画書(様式2)
- ・ 収支予算書(様式3)
- ・ 事業実施スケジュール(様式4)
- ・ 誓約書(様式5)
- ・ 事業実施予定箇所を示した地図(任意様式)

#### ウ 提出部数

1部(提出された書類は返却しません)

### (2) 書類の提出方法

郵便、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法により、(3)の提出先に提出すること

### (3) 書類の提出先・問い合わせ先

佐賀県 地域交流部 さが創生推進課 自発の地域づくり担当(佐賀県庁新館7階南)

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

E-mail: sagasousei@pref.saga.lg.jp

電話: 0952-25-7505(直通) FAX: 0952-25-7423

## 7 その他

### (1) 提案事業の審査

応募された事業は、8月下旬に開催を予定する審査会でのプレゼンテーションにより、採択者を選定する。事業の内容について、5つの評価項目(独創性、新規性、実現可能性、事業の効果、継続性)及び加点項目(特定農山村法又は山村振興法の指定地域で実施する場合)により総合的に審査を行う。また、審査に当たっては、プレゼンテーションに参加する者を応募書類により事前審査し、選定する。

( 2 ) 採択結果の通知

採択結果については、応募者あてに通知する。

なお、結果の通知時期は令和元年 8 月下旬を予定。